

電力広域的運営推進機関 2019年度事業計画（案）

本機関は、「電気事業法」（以下「法」という。）第28条の4に規定する広域的運営推進機関として、電気事業の広域的運営を通じて、全国規模での電力安定供給の確保と送配電設備の効率的利用を推進するため次の業務を行う。

1. 送配電等業務指針の策定及び変更（法第28条の40第3号）

電力系統利用者が、送配電等業務指針等のルールに基づき、円滑に業務を遂行できるよう、業務実態の把握に基づいたルールの必要に応じた変更、ルールの理解促進活動を行う。

また、国の審議会において検討された内容を踏まえ、容量市場・需給調整市場などの新たな制度の導入に伴う送配電等業務指針の変更等の検討を進める。

2. 供給計画の取りまとめ、検討及び経済産業大臣への送付（法第28条の40第4号）

（1）供給計画の取りまとめ

法令に基づく電気事業者の供給計画の提出を受け付け、需給バランスの見通し、流通設備計画の状況等を的確に取りまとめ、必要に応じ意見を付して2020年3月末までに経済産業大臣に送付する。あわせて、容量市場導入等を見据えた取りまとめ方法の変更等の検討を進める。

（2）需要想定に関する業務

会員による需要想定が適切かつ円滑に行われるよう、想定の前提となる全国経済見通しを策定し、2019年11月末までに会員に通知し、公表する。

また、一般送配電事業者たる会員から提出された供給区域ごとの需要想定を基に、全国の需要想定を策定し、供給区域ごとの需要想定とともに、2020年1月末までに会員に通知し、公表する。

上記を遂行するにあたり、今後の制度環境、事業環境の変化を踏まえ、より合理的な需要想定に向けて、検証を強化し、全国経済見通しの策定方法や需要想定手法について改善を図る。

（3）夏季及び冬季の電力需給検証

電気事業者が保有する供給力と短期の需要予測に基づき、供給計画の取りまとめ等の業務との整合を図りつつ、2019年度の夏季及び冬季の需要期における電力需給状況について検証を行う。

3. 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務（法第28条の40第5号）

(1) 電源入札等の要否に関する検討

有識者による委員会において、供給計画の取りまとめ結果及び電力需給検証結果に基づく需給バランスの評価、潜在的な供給力の動向、中長期的な需要動向等を踏まえた総合的な検討を行う。

検討の結果、電源入札等が必要と認められるときは、業務規程等に基づき供給力の確保に向けた取組を進める。

(2) 容量市場の導入に向けた検討

容量市場の円滑な導入に向け、国における検討状況等を踏まえつつ、有識者の知見や市場参加者の利便性を考慮し、引き続き詳細制度設計や導入時期等に関する検討を進め、運営体制を整備する。

(3) 需給調整市場の導入に向けた検討

2021年度からの需給調整市場の段階的な導入に備えて、市場運営に関する事項や広域化に関する技術検討等を進める。

4. 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整（法第28条の40第8号）

(1) 広域系統長期方針

広域系統長期方針に基づき、広域系統整備委員会等において、以下の取組事項の実現に向けた検討を継続する。

① コネクト&マネージに関する取組

N-1電制の本格適用、ノンファーム型接続の早期実現に向けて、実現性のある運用管理方法等に関する検討を行う。

② 費用対便益評価を用いた広域系統整備計画業務に関する取組

間接オークションやコネクト&マネージの導入等による系統計画業務の環境変化に対応するため、費用対便益評価を含めた広域的な系統整備計画の評価方法を検討する。

③ 効率的なアクセス業務のあり方に関する取組

現状の電源接続案件募集プロセスや接続検討等のアクセス業務に代わる新たなアクセス検討プロセスの導入に向け、アクセス業務の手順や検討方法、情報公表などについて具体化を行う。

(2) 広域系統整備計画

計画策定プロセスの開始の判断に関しては、現状の検討開始要件の他、新たな定期評価の導入に向けて検討を進める。

具体的には、地域間連系線において、費用対便益評価を含めた広域的な系統整備計画の評価方法に基づき年次の定期評価を行い、増強検討が必要との判断に至った場合には、個別評価で増強の必要性、事業実施主体、費用分担等について検討する。

また、個別案件として、北海道本州間連系設備については、国の要請に基づき、新北本連系設備整備後の更なる増強の具体化、及び現在の北本連系線の自励式への転換の是非について検討を行う。

東京中部間連系設備及び東北東京間連系線に係る2つの広域系統整備計画の円滑な推進のため、進捗状況を定期的に確認するとともに、適宜コスト検証等を行う。

(3) 系統アクセス業務の実施

系統連系希望者からの事前相談及び接続検討に関する申込みの受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務を適切に行う。

また、電源接続案件募集プロセスについて、対象エリアの送電系統を運用する一般送配電事業者の協力を得ながら、着実に推進する。あわせて、既存発電設備のリプレースの案件が生じた場合には、その内容を確認の上、リプレース案件系統連系募集プロセスの開始要否の判断を行い、着実に推進する。

これらの業務の遂行に当たっては、系統連系希望者への丁寧な対応及び適切な情報提供を行い、一般送配電事業者とともに系統アクセス業務の改善を図る。

(4) 調整力及び必要予備力のあり方の検討

需給バランス調整及び周波数制御に必要な調整力のあり方について、各種の状況変化を踏まえつつ、調整力及び需給バランス評価等に関する委員会において、引き続き検討を進める。

具体的には、再生可能エネルギーの増加が調整力の運用や必要量に与える影響、及び容量市場・需給調整市場の導入等を踏まえ、電源の運用状況等のデータの分析、調整力の必要量・必要予備力の算定方法、及び算定ツールの整備等を通じ、調整力及び必要予備力のあり方の検討を行う。

(5) 地域間連系線の管理

間接オーケーションにおける経過措置計画の管理を行う。また、承認電源等の

新規及び変更申請を受け付け、定期審査を行う。

間接送電権市場での取引を円滑に進めるべく、関連する新システムを着実に運用、改良する。

連系線の運用容量及びマージンは、各検討会での議論並びに意見集約の結果を踏まえて算出し、公表する。

また、広域需給調整開始前の送配電自主的取組みによる調整力の広域運用の開始に向けて、一般送配電事業者との調整等を実施する。

(6) 作業停止計画の調整

会員等が提出する点検・修繕等の作業を実施するための流通設備及び発電設備の停止に関する計画（作業停止計画）の調整を行い、広域連系系統の作業停止計画を取りまとめる。

調整及び取りまとめにあたっては、関係事業者との情報共有を図るとともに、電力設備の保全、作業員の安全確保その他の送配電等業務指針に定める事項を考慮の上、系統を維持及び運用する一般送配電事業者及び連系線利用者や発電事業者と適切に連携する。

複数の既存事業者間の作業停止調整について、既に整備した調整の仕組みが適切に運用されていることを確認し、今後、緊急時の作業調整の仕組みについても検討し適宜改善を図る。さらに、将来的な一般送配電調整方式の策定に向け、新たに検討を開始する。

(7) 需要者スイッチング支援

小売電気事業者と一般送配電事業者間の託送契約の変更手続き等を円滑化するための「スイッチング支援システム」の運用・保守を実施する。

また、スイッチング支援システムの運用上の改善点、追加の機能・運用ルール等を検討するため、引き続き小売電気事業者の改善要望等を隨時受け付け、必要に応じてスイッチング支援に関する実務者会議を開催し、議論の概要及び取りまとめ結果を公表する。

(8) 情報通信技術の活用支援

電力系統利用者が、情報通信技術を活用して相互に、又は本機関との間で電子情報を交換するための標準規格について、事業者の業務状況等を踏まえ必要な見直しを行う。

また、会員等が、適切なサイバーセキュリティ対策を実施できるようにするため、国等の情報セキュリティガイドラインの内容を踏まえ、必要に応じ上記標準規格の見直し、普及啓発活動等を行うほか、機関外でのサイバー攻撃被害

や情報漏えい事案に関わる情報システムの脆弱性等について、適宜会員等に対し情報提供を行い、会員等の取組を促す。

(9) 系統情報の公表

系統運用の透明性確保のため、国が定める「系統情報の公表の考え方」に基づき、地域間連系線及び全国の電力需給に関する情報等をウェブサイト上で公表する。

また、事業者のニーズを踏まえて、公表機能のさらなる充実化に向け検討を進める。

(10) 業務品質の向上

系統解析ツールを利用し、潮流等の解析を行うことを通じて、広域系統整備計画の策定、系統アクセス検討結果の検証、地域間連系線の管理等の業務品質の向上に努める。

また、連系線利用の間接オーバークションやコネクト&マネージの導入等により、費用対便益評価に基づく設備増強基準が必要となるため、広域連系系統での送電容量制約を考慮した需給シミュレーションツールの導入に向けた検討を進める。

(11) システム開発の円滑な実施

容量市場システムにおいて、一次開発システムの開発を着実に進める。

広域機関システム開発では、間接送電権等の運用及び改良、需給調整市場に向けた開発について着実に工程を進める。広域機関システムの設備増強、拡張を見据え抜本的な改善に向けて検討を開始する。

また、システム開発・保守に係る組織体制、業務プロセス、品質管理等を適切に運営する。

5. 電気の需給の状況の監視（法第28条の40第1号）

(1) 会員の需給状況の監視

広域機関システムを通じて会員から提出される各種計画、供給区域ごとの需要や連系線の潮流及び供給力（主要発電所の稼働及び停止状況を含む。）等のデータにより、会員が営む電気事業に係る電気の需給状況を監視する。

また、各種計画が送配電等業務指針に照らして適正な内容で提出されるよう、複数の計画間の整合性及び計画と実績の差（インバランス量）についてチェックを行い、適宜事業者に対する注意喚起を行うとともに、不整合のある計画提出や多量のインバランスの発生を繰り返している事業者に対しては改善

を求める、必要に応じて指導を行う。既に指導を行った事業者に対しては、インバランス量を重点的に確認し、改善を確実なものとする。

(2) 大規模停電リスクに備えた運用対策

2018年9月に発生した北海道胆振東部地震に伴う大規模停電に関する検証委員会の最終報告を踏まえ、各供給区域における発電機の周波数低下リレーの整定の考え方や系統連系技術要件の確認を通じ、広域的な停電発生のリスクや発生時間の低減に向けた検討を行う。

6. 需給の状況が悪化した場合等における会員への指示（法第28条の40第2号）

災害や電源トラブル等においても安定供給を確保するため、会員の電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合は、会員に対して、市場活用も考慮しつつ電気の需給の状況を改善するために必要な指示を行う。

また、再生可能エネルギーの出力増加等で、一般送配電事業者の供給区域の下げ調整力が不足し、又は不足するおそれがある場合は、送配電等業務指針に基づき、長周期広域周波数調整を実施する。

一般送配電事業者による再生可能エネルギーの出力抑制が行われたときには、それが適切であったかどうかを都度、検証する。また、前年度に実施した再生可能エネルギーの出力抑制の公平性の検証を行い、公表する。

7. 電気供給事業者からの苦情又は相談の対応及び紛争の解決（法第28条の40第7号）

(1) 苦情又は相談の対応

電気供給事業者等から、送配電等業務その他本機関の業務に関する苦情の申出又は相談を受けたときは、その内容に応じて、回答その他の初動措置を速やかに行う。

初動措置では解決できず、更なる対応が必要な案件については、和解の仲介（あっせん・調停）、電気供給事業者に対する指導又は勧告等、必要な措置を講じ、問題の解決に努める。

また、電気供給事業者等の、送配電等業務指針等のルールに基づく業務の改善のため、苦情の申出又は相談の内容を定期的に取りまとめ、本機関のウェブサイトで公表し、広く周知する。

(2) 紛争の解決

送配電等業務に関する電気供給事業者間の紛争を解決するため、「裁判外紛

争解決手続の利用の促進に関する法律」に基づく認証紛争解決事業者として、本機関の役職員以外の学識経験者、弁護士等で構成する紛争解決パネルを設置し、和解の仲介（あっせん・調停）の業務を行う。

8. 電気供給事業者に対する指導、勧告等（法第28条の40第6号）

送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要と認めるときは、業務規程に基づき、電気供給事業者に対する指導又は勧告を行う。

9. 前1.～8.の附帯業務（法第28条の40第9号）

（1）報告書の作成及び公表

業務規程に基づき、電力需給（周波数、電圧及び停電に関する電気の質についての、供給区域ごとの評価、分析を含む。）、電力系統の状況、系統アクセス業務に関する実績、翌年度・中長期の電力需給及び電力系統に関する見通し及び課題、各供給区域の予備力及び調整力の適切な水準等の評価及び検証並びに必要に応じた見直し、に関する報告書を公表する。

（2）調査及び研究

容量メカニズムに係る調査や、広域系統整備委員会及び調整力及び需給バランス評価等に関する委員会での検討に資する調査、その他内外の電気事業に関する技術動向、制度政策、電力需給のリスク分析等に関する調査及び研究を行う。

（3）災害等への対応

大規模な天災地変その他これに準ずる事由により、電力設備に重大な被害が発生した場合等の緊急時において、会員が協調復旧等に取り組むことができるよう、災害対策基本法に基づく指定公共機関として、防災業務計画に基づき、緊急連絡体制及び災害対応態勢を構築し、国や関係機関に対し必要な非常時の情報提供等を行うほか、年1回以上、会員及び関係機関の協力を得て災害対応訓練を実施する。また、関係各所の役割分担等を踏まえ、必要に応じて防災業務計画を見直す。

本機関の拠点が被災した場合に備えて、内閣府「事業継続ガイドライン」に基づき策定した事業継続計画（B C P）について、計画の実効性を高めるための見直しの要否を継続的に検討する。

さらに、本機関が、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」及び「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づく指定公共機関であることを踏まえ、それぞれ策定した業務計画に基づき、必要な対応を行う。

10. 本機関の目的を達するために必要な業務（法28条の40第10号）

（1）広報

本機関の業務の透明性を高めるため、及び電気供給事業者の利便性向上に資するため、本機関の業務及び電気事業の広域的運営に関する情報の積極的発信、広報の充実・強化に努める。

具体的には、需給状況悪化時の会員への指示など本機関が実施した業務について速やかに公表するほか、本機関において開催する理事会、評議員会、各種委員会等の議案及び議事概要等の資料を、原則としてウェブサイト等により公表する。

また、報道機関等への対応を通じて、本機関の業務に関連した情報を正しく分かりやすく伝える。

（2）情報システムのセキュリティ対策

本機関が保守・運営する各種情報システムのサイバーセキュリティ対策に万全を期す。具体的には、コンピュータウィルス対策、不正アクセス対策、脆弱性対策等のシステム対策を遺漏なく行うほか、第三者による情報セキュリティ監査及び役職員への情報セキュリティ教育を実施する。

（3）バックアップ拠点の確保・維持

災害等により、東京の本拠点が使用不能となるような万一の場合に備え、大阪に構築したバックアップ運用拠点において系統監視等の重要業務が確実に遂行できるよう、システムの稼働確認を含む職員の対応訓練を実施する。なお、業務の実効性を踏まえ、バックアップ拠点の更なる整備について検討し、必要な整備を行う。

（4）職員の確保・育成

本機関の的確な業務遂行に必要な要員を常時確保しつつ、中長期的に機関採用職員比率を高めるため、将来性ある新卒者と専門的知見を有する人材の採用に向けた活動を進めるとともに、制度等の充実を図る。

職員の育成については、OJTを基本としつつ、業務遂行に必要な知識付与、能力向上を図るため、採用時研修、内部・外部研修、自己啓発支援等を実施する。